

# 伝道師登録規約書

同人結社鬼姫狂 代表 秋元惟史（以下、甲とします）は、伝道師登録申込者様（以下、乙とします）に対して、次の通り、伝道師登録規約を定めます。

## 第1条（目的）

甲は、乙による伝道師登録申込を受けてこれを承諾し、乙に対して、同人結社 創作信仰鬼姫狂総本部（以下、当結社とします）の活動におけるインターネットを利用した広告宣伝役務を行い、その成果に応じて報酬を得ることができる権利を付与します。

## 第2条（登録資格）

本登録申込の資格は、次に定める要件を満たす場合に成立するものとします。

- (1) 原則として、20歳以上の個人宣伝活動家であること
- (2) 未成年者の場合、保護者の同意が得られていること
- (3) 同人結社鬼姫狂（以下、当結社とします）の活動理念及び活動方針に賛同し、空想時代劇「鬼神童女遊侠伝」シリーズ（派生として現代劇及び未来劇も含みます）を通じて、日本の鬼の文化の継承と発展に貢献したいと考えていること
- (4) 時代劇及び剣戟を売りとした現代劇並びに未来劇が好きであること
- (5) 日本の歴史や文化に対して関心を持っていること
- (6) 日本及び世界の伝統宗教に関する基本的な理解があること
- (7) 当結社の定める倫理規定を遵守できること
- (8) 宣伝活動に関連する法令を遵守できること

## 第3条（登録費用）

伝道師登録（以下、本登録とします）にあたり、年額12,000円（月額1,000円）の登録費用がかかるものとします。

2 初回契約時に限り、前項の金額に原作進呈費2,500円を加算するものとします。

## 第4条（登録手続）

本契約の登録は、乙が「伝道師登録」画面にて申込フォームに必要事項を入力し、送信することで申し込みの意思表示があったものとします。フォーム送信後、乙が「創作物販売

所」にて「伝道師登録権」を購入し、甲が指定した銀行口座に乙が所定の申込料金を入金し、甲が入金を確認することで、申込が完了するものとします。

#### 第5条（料金支払方法）

伝道師登録料金の支払は、甲が指定する銀行口座に乙が振り込むことによって行うものとします。支払金額は、次に定める通りとします。

- (1) 年額制……12,000円（1年分）
- (2) 月額制……1,000円（1か月分）
- 2 初回料金支払時の振込手数料は、乙が負担するものとします。
- 3 支払期限は、申込日から起算して1ヶ月以内とします。
- 4 乙が期限内に料金を支払わなかった場合、甲は乙の申込を取り消すことができるものとします。
- 5 料金支払は自動引き落としとします。

#### 第6条（登録情報の管理）

乙は、当結社の伝道師管理画面にログインするためのパスワードを自らの責任によって管理するものとします。

- 2 乙がログインパスワードを忘れた場合、甲に対して、パスワードの再設定の申し出をし、再設定の手続を受けるものとします。
- 3 甲は、乙に対して、パスワード再設定手続のための手数料を求めることができるものとします。

#### 第7条（伝道師報酬）

乙は、伝道師として当結社の広告宣伝活動に携わることによって成果を発生させた場合、規定の伝道師報酬を受け取ることができるものとします。伝道師報酬の条件となる成果と報酬額は、次に定める通りとします。

- (1) 創作物の購入……販売価格の10%～20%
- (2) 広告枠の購入……販売価格の10%～20%
- (3) 創作師の新規登録……登録費用の10%～20%
- (4) 芸能師の新規登録……登録費用の10%～20%
- (5) 伝道師の新規登録……登録費用の10%～20%
- (6) 架空史跡の新規登録……登録費用の10%～20%
- (7) 鬼姫山隠棲館の新規登録……登録費用の10%～20%
- (8) 鬼姫山城砦村の新規登録……登録費用の10%～20%

- (9) 鬼姫山回峰行の新規登録……登録費用の10%～20%
- (10) 武州活劇映像祭の新規登録……登録費用の10%～20%
- (11) その他……10%～20%

2 前項について、甲は、当結社の運営の実情に合わせて、いつでも報酬額を変更できるものとします。

#### 第8条（伝道師勧誘制度）

甲は、伝道師組織の拡大のために、乙が伝道師の新規勧誘を成功させた場合、乙に対して紹介者として間接報酬を得る権利を付与するものとします。

2 乙が間接報酬を得る権利は、乙を「親」として、「親」が勧誘した「子」、「子」が勧誘した「孫」、「孫」が勧誘した「ひ孫」の3段階まで有効とします。

3 間接報酬は、「子」「孫」「ひ孫」のいずれかに伝道報酬が発生した場合に得られるものとします。

4 間接報酬額は、次に定める通りとします。

- (1) 「子」に成果：伝道報酬の3%
- (2) 「孫」に成果：伝道報酬の2%
- (3) 「ひ孫」に成果：伝道報酬の1%

5 前項について、甲は、当結社の運営の実情に合わせて、いつでも報酬額を変更できるものとします。

#### 第9条（報酬支払）

伝道師報酬の支払いは原則として毎月15日締め25日払いとし、甲が乙の指定する銀行口座に振り込むものとします。

2 前項について、振込手数料は甲の負担とします。

3 伝道師報酬が5,000円に満たない場合、翌月に繰り越すものとします。

4 甲は、やむを得ない場合、予告なく、伝道師報酬の支払日を対応が可能な任意の日に期日を変更することができるものとします。

#### 第10条（禁止事項）

乙は、伝道師登録によって取得した利用権を第三者に行使させる目的のために、当該第三者にログイン情報を譲渡することはできません。

2 乙は、甲が用意した広告素材について、その文章や画像、ソースコードを改変することはできません。

3 乙は、甲の活動の紹介とは無関係に、もっぱら成果報酬獲得のために、強制的に広告経

由で商品購入を促すような誘導及び嘆願をしてはなりません。

4 乙は、電子メールや掲示板を使った、機械的かつ一方的な大量の宣伝をする等、スパム行為とみなされるような不正な手段を用いてはなりません。

5 乙は、その他の公序良俗に反する一切の不正又は違法な手段を用いてはなりません。

#### 第 11 条（伝道師登録の取消）

乙が次の各号に一つでも該当する場合は、甲は、事前の通知をすることなく、乙の会員資格を一時停止又は取り消すことができるものとします。この場合、甲は、乙に発生している報酬残額の精算を一切行わないものとします。

- (1) 伝道師登録時に虚偽の申告をした場合
- (2) 入力されている情報の改ざんを行った場合
- (3) 伝道師 ID 又はパスワードを不正に使用した場合
- (4) 甲の運営を妨害した場合
- (5) 他の会員に対して損害又は著しい精神的苦痛を与えた場合
- (6) 反社会行為、犯罪行為、一般的な公序良俗を逸脱する行為をしたとき
- (7) 暴力団その他反社会的組織に所属又は近い関係であることが判明したとき
- (8) 本規約のいずれかに違反した場合
- (9) その他、甲が会員として不相当と判断した場合

#### 第 12 条（権利侵害）

甲の保有する当結社の運営権、著作権並びに商標権、及び創作師が保有する二次的著作権を侵害する行為を乙がした場合、甲は、乙に対して、法律的手段を用いて対抗することができるものとします。

2 前項に係わらず、乙が不正又は違法な行為によって甲に損害を与えた場合、甲は、乙に対して、法律的手段を用いて対抗することができるものとします。

#### 第 13 条（免責事項）

甲は、乙が創作師制度を利用してアフィリエイト広告を掲載することによって確実に成果が発生することを保証しないものとし、いかなる損失に対しても何ら責任を負わないものとし、ます。

#### 第 14 条（不可抗力）

天変地異、戦争、革命又は政変などの予測不可能な事態によって甲が運営を継続できなくなった場合、甲は、乙に対する便益の提供を放棄することができるものとします。

#### 第 15 条 (退会手続)

退会手続は、創作師管理の「退会画面」にて乙の都合により自由に行うことができるものとします。退会の事実があった時点で乙に対する報酬支払債務が残っていた場合、甲は、退会のあった月末にまでに精算をするものとします。

#### 第 16 条 (有効期間)

本規約は、乙の登録により効力を発し、甲の活動が存続する限り、退会手続をするまでは永年有効とします。

#### 第 17 条 (未成年者の契約)

乙が未成年者の場合、事前に保護者の同意を得る必要があるものとし、契約時に保護者の氏名及び住所を記載しなければならないものとします。

2 実質的な料金請求先及び報酬支払先は契約者名義とします。

#### 第 18 条 (規約内容の変更)

甲は、自らの活動を継続する上で必要がある場合、いつでも本規約の内容を変更することができるものとします。

2 規約内容の変更は、本規約書が更新され公示された時点で効力を発し、乙は、当該変更事項について承諾するものとします。

#### 第 19 条 (準拠法)

本規約の準拠法は、日本国の法令とします。

#### 第 20 条 (合意管轄裁判所)

甲と乙の間で法律上の紛争が生じた場合、さいたま地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

#### 第 21 条 (反社会的勢力の排除)

甲及び乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下、「反社会的勢力」とします)のいずれでもなく、又、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとし

ます。

2 甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく契約を解除することができ、相手方に損害が生じてもこれを賠償することを要しないものとします。

- (1) 反社会的勢力に該当すると認められるとき
- (2) 相手方の経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき
- (3) 相手方が反社会的勢力を利用していると認められるとき
- (4) 相手方が反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- (5) 相手方又は相手方の役員もしくは相手方の経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (6) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力及び風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき

#### 第 22 条（本人確認書類の提出）

乙は、本登録申込にあたり、事前又は事後に、乙の本人性及び学籍を証明するために、所定の本人確認書類を甲に提出するものとします。甲は、当該本人確認書類の内容に基づき登録審査を実施するものとします。

2 本人確認書類は、次に定める公的書類を使用できるものとします。

- (1) 運転免許証（両面）
- (2) 身体障害者手帳、精神障害手帳、療育手帳、戦傷病者手帳
- (3) 旅券（パスポート）
- (4) 乗組員手帳
- (5) マイナンバーカード、住民基本台帳カード（写真付き）
- (6) 学生証
- (7) その他写真付きの公的証明書

3 乙が学校在籍者の場合、本人確認書類として学生証を提出するものとします。

#### 第 23 条（原作購入者値引き）

乙が本登録の申込の時点で、甲が販売している特定の原作をすべて購入している場合、前 3 条に定めた登録費用に対して、**2,500** 円分の原作購入者値引きの適用を受けることができるものとします。

2 値引き対象の原作は次の通りとします。

- (1) 映像紙芝居「鬼神童女遊侠伝／うどん屋にたかる大狐」

- (2) 映像紙芝居「鬼神童女遊侠伝／生娘を狩る大狸」
  - (3) 「鬼神童女遊侠伝」主題歌
  - (4) 絵本「鬼神童女遊侠伝/わらべを喰らう猫女」
- 3 原作購入者値引き適用する場合、購入の事実を客観的に証明するために注文 ID を提示するものとします。
- 4 甲が前項の注文 ID を照合できない場合、不正注文又は錯誤注文とみなし、乙に対して値引き額を請求するものとします。

以上の規約条項について、乙が伝道師登録申込をすることにより、内容を理解し承諾したものとします。

同人結社鬼姫狂 代表 秋元惟史

平成 28 年 5 月 9 日 作成・施行

平成 28 年 8 月 5 日 改定

平成 29 年 2 月 15 日 改定

平成 30 年 11 月 9 日 改定

令和元年 6 月 18 日 一部修正

令和元年 7 月 31 日 改定

令和 2 年 10 月 9 日 改定

令和 2 年 10 月 17 日 改定